

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 20 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和４６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。